

レセ電通信歯 2021005 号
令和 3 年 11 月 4 日

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

「オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様」の厚生労働省
ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

令和 3 年 10 月 29 日付け事務連絡「診療月から 3 ヶ月経過後も新資格が判明しない者へのオンライン資格確認等システムを活用した市町村国保からの加入勧奨について」が発出されたことに伴い、オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様が、下記のとおり更新されましたのでお知らせします。

なお、更新内容の詳細については別紙を参照願います。

記

- 1 「別添 2 資格確認結果に係る記録条件仕様」の「5 各種レコードの記録要領に関する事項」の「(3) 資格確認結果」「ア 資格確認結果レコード」に以下を追加した。
 - 「6 診療月＋3 月以降で、全受診日について国保加入勧奨の対象である場合は、“6”を記録する。」
 - 「7 診療月＋3 月以降で、一部受診日について国保加入勧奨の対象である場合は、“7”を記録する。」
 - 「8 診療月＋3 月以降で、住所地が国保加入勧奨の対象外市町村等である場合は、“8”を記録する。」
 - 「10 診療月＋3 月以降で、住所等の情報が不明な場合は、“0”を記録する。」
- 2 「別添 2 資格確認結果に係る記録条件仕様」の「5 各種レコードの記録要領に関する事項」の「(3) 資格確認結果」「ア 資格確認結果レコード」を以下のとおり変更した。
 - (変更前)「6 確認不能（資格確認対象外等）の場合は、“9”を記録する。」
 - (変更後)「9 確認不能（資格確認対象外等）の場合は、“9”を記録する。」